(ケース3) 三崎地域において全面緊急事態で必要となる輸送能力

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 全面緊急事態で三崎地域における、一時集結所(三崎総合体育館)までの移動に必要となる輸送能力は、自家用車で避難できない住民、観光施設から避難する一時滞在者、合計約650人分：バス15台。
- 各事業所の従業員の避難方法については各事業所単位で周知(施設敷地緊急事態で、自家用車により帰宅又は一時集結所(三崎総合体育館)に移動)。

＜三崎地域内で必要となる輸送能力＞

	想定対象人数※1	想定必要バス数	備　考
自家用車での避難ができない住民	556人	13台	各集会所から一時集結所まで乗車 1台当たり46人程度の乗車を想定 【資料P59】
観光施設から避難する一時滞在者	92人	2台	バス1台当たり46人程度の乗車を想定 1日当たりの観光施設の入場見込人数918人程度のうち、約9割が自家用車や観光バスで来場する想定で、その1割を想定対象人数として算入。【資料P106】
合　計	**648人**	**15台**	

※1　数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値
※2　民間企業に勤務する就労者は、通勤に使用する自家用車等により一時集結所(三崎総合体育館)に移動
※3　想定必要バス数は、三崎地域で必要となるバス数を合算

(ケース3) 三崎地域における全面緊急事態での輸送能力の確保

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 全面緊急事態発生時に海路避難を行う場合には、三崎支所等の保有車両を用いてピストン輸送することにより、一時集結所(三崎総合体育館)までの移動に必要な輸送能力を確保。
- 三崎港から大分県内の港湾に移動※1後は、大分県が手配する車両により必要車両台数を確保。
- 大分県への避難が困難で、三崎港から愛媛県内の港湾に移動した場合は、愛媛県が手配する車両により必要車両台数を確保。

＜三崎地域内の輸送能力＞

		確保車両台数	備　考
		バス	
(A)必要車両台数		15台	
(B)確保車両台数		計15台以上	
確保先	伊方町(三崎支所等)	3台程度	・伊方町が三崎支所等に配備している7台(合計112人)の車両を使用 ・ピストン輸送を想定
確保先	学校	3台程度	・学校に配備している5台(合計108人)の車両を使用 ・ピストン輸送を想定

※1　三崎港からは、愛媛県と愛媛県旅客船協会との協定及び覚書に基づき、愛媛県旅客船協会傘下の船舶(30社、77隻　平成31年4月1日時点)等で海路避難を実施
※2　不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じて支援を実施

6-4.　ｹｰｽ4（屋内退避）における対応

＜ｹｰｽ4における基本的な考え方＞

【適用条件】
以下の①の全ての条件又は②に該当する場合に適用。

① ・放射性物質放出まで時間的猶予がある場合
・国道197号が使用不可な場合
・港湾が使用不可もしくは船舶の利用ができない場合
・ﾍﾘｺﾌﾟﾀｰが利用できない場合

② ・放射性物質放出のﾘｽｸが高まった場合

【防護措置の方法】
・屋内退避を実施(※)。

※　津波との複合災害時における場合は、まずは津波による人命へのリスクを回避するため、津波に係る指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所に避難し、安全が確保された後、屋内退避を行う。

（ｹｰｽ4）屋内退避を実施する場合

- 放射性物質放出まで時間的猶予があるものの国道197号が使用できず、港湾が使用不可もしくは船舶が利用できず、空路による避難もできない場合、または放射性物質放出のﾘｽｸが高まった場合は、屋内退避を実施。
- 予防避難ｴﾘｱの住民が屋内退避できる屋内退避施設を確保。
- 予防避難ｴﾘｱにおいては、伊方町(いかたちょう)等が、約4,500人が生活できる食料及び生活物資等を7日分供給。

屋内退避一例（ｹｰｽ4）

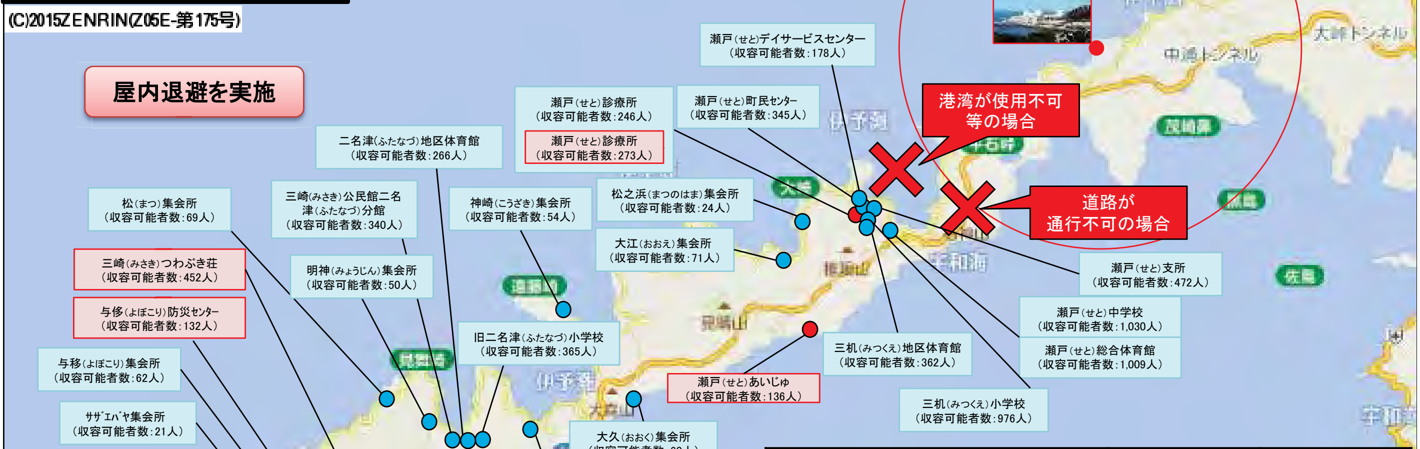

屋内退避施設		収容可能人数	予防避難エリア内の人口
屋内退避施設　46施設		15,066人	4,137人
	うち 放射線防護対策施設 7施設※	1,449人	
	うち 放射線防護対策施設以外の屋内退避施設 26施設※	7,088人	
	小　計※	8,537人	

※印は、津波の影響が少ない施設を選定した場合

（ｹｰｽ4）予防避難ｴﾘｱの学校・保育所の児童等の屋内退避

内閣府 Cabinet Office, Government of Japan

- 予防避難ｴﾘｱの6つの小中学校及び高等学校の児童等（約260人）は、警戒事態になった場合、避難準備を開始し、施設敷地緊急事態になった場合、学校内で屋内退避を実施。
- 予防避難ｴﾘｱの3つの保育所の児童（約50人）は、警戒事態になった場合は保育を中止し、保護者へ引き渡す。保護者への引渡しができなかった児童は、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに最寄りの学校に移動し、学校内で屋内退避を実施。

学校

学校名	人数		
	児童等	職員	合計
三机（みつくえ）小学校	25人	10人	35人
大久（おおく）小学校	19人	7人	26人
三崎（みさき）小学校	39人	14人	53人
瀬戸（せと）中学校	34人	12人	46人
三崎（みさき）中学校	32人	12人	44人
三崎（みさき）高等学校	108人	26人	134人
合 計（6施設）	**257人**	**81人**	**338人**

保育所

保育所名	人数		
	児童	職員	合計
三机（みつくえ）保育所	12人	6人	18人
大久（おおく）保育所	11人	5人	16人
三崎（みさき）保育所	30人	13人	43人
合 計（3施設）	**53人**	**24人**	**77人**

警戒事態
- 学校：避難準備※1
- 保育所：避難準備 → 児童の引渡し → 保護者が児童を引取り・屋内退避を実施

施設敷地緊急事態
- 学校：学校（ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物）内で屋内退避を実施
- 保育所：引渡しができなかった児童と職員は、最寄りの学校に移動し、学校（ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物）内で屋内退避を実施

※1 学校に保護者が児童等の迎えに来た場合は、引渡しを実施
※2 児童等の人数については、令和2年4月1日現在

（ｹｰｽ4）予防避難ｴﾘｱの医療機関、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者の屋内退避

内閣府 Cabinet Office, Government of Japan

- 予防避難ｴﾘｱの医療機関・社会福祉施設（4施設約170人）のうち3施設（瀬戸（せと）診療所、瀬戸（せと）あいじゅ及び三崎（みさき）つわぶき荘）については、放射線防護対策施設である自施設内に屋内退避。残りの施設については、近傍の放射線防護対策施設に屋内退避。
- 予防避難ｴﾘｱの在宅の避難行動要支援者のうち、支援者の同行により避難可能な者は、近隣の屋内退避施設もしくは自宅で屋内退避。自宅で屋内退避をすることにより健康ﾘｽｸが高まる者は、近傍の放射線防護対策施設に屋内退避。

＜医療機関及び社会福祉施設4施設＞

避難元施設

＜放射線防護対策施設＞

番号	施設名	施設種別	入所定員数
1	瀬戸（せと）診療所	有床診療所	19人

計19人

番号	施設名	施設種別	入所定員数
2	瀬戸（せと）あいじゅ	介護老人福祉施設	45人
		認知症対応型共同生活介護	18人
		軽費老人ホーム	20人
		短期入所生活介護	10人
3	三崎（みさき）つわぶき荘	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	29人
		認知症対応型共同生活介護	18人

計140人

番号	施設名	施設種別	入所定員数
4	よろこび大久（おおく）	認知症対応型共同生活介護	9人

計9人

自施設内に屋内退避

近傍の放射線防護対策施設に屋内退避

放射線防護対策施設

7施設 1,449人収容可能

瀬戸（せと）診療所（273人）、
瀬戸（せと）あいじゅ（136人）

三崎（みさき）高等学校（34人）、
串（くし）診療所（61人）、
串（くし）防災ｾﾝﾀｰ（361人）、
三崎（みさき）つわぶき荘（452人）、
与侈（よぼこり）防災ｾﾝﾀｰ（132人）

（ ）は、収容人数

5人（支援者7人）

自宅で屋内退避をすることにより健康ﾘｽｸが高まる者

＜在宅の避難行動要支援者＞

在宅避難行動要支援者（123人）

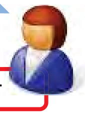

支援者

支援者の同行により避難可能な者（118人（支援者88人））は、近隣の屋内退避施設もしくは自宅で屋内退避。

（ケース4）
自宅で屋内退避をすることにより健康リスクが高まる在宅の避難行動要支援者に係る対応

- 自宅で屋内退避をすることにより健康リスクが高まる者等については、放射線防護機能を付加した近傍の放射線防護対策施設へ収容。
- 予防避難エリアの放射線防護対策施設は、7施設1,449人を収容可能。
- 放射線防護対策施設においては、1,449人がおよそ7日間を目安に生活できる食料及び生活物資等を確保するため、必要な備蓄と供給体制を整備中。

（ケース4）予防避難エリアの住民の屋内退避

内閣府 Cabinet Office, Government of Japan

- 予防避難エリアの住民については、全面緊急事態になった場合、近隣の屋内退避施設もしくは自宅で屋内退避を実施。
- 屋内退避施設へは、徒歩、自家用車、町内移動用車両で移動。

	対象住民数
瀬戸地域 （足成、佐市を除く）	1,315人
三崎地域	2,247人
合計	3,562人

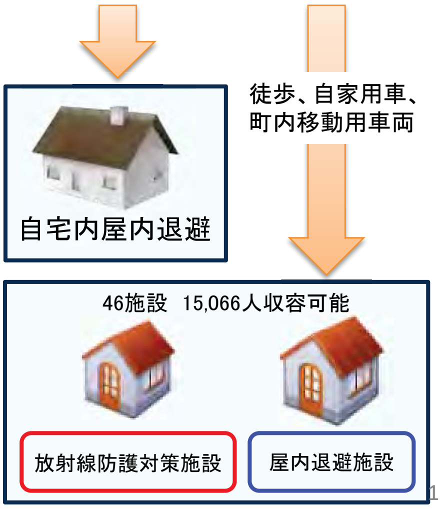

※対象住民の数は令和2年4月1日現在

（ｹｰｽ4）
予防避難ｴﾘｱにおいて必要となる輸送能力と各関係機関保有車両

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 放射線防護対策施設及び屋内退避施設において屋内退避を行う場合は、予防避難ｴﾘｱの各関係機関保有車両（ﾊﾞｽ等30台、福祉車両30台（ｽﾄﾚｯﾁｬｰ仕様12台、車椅子仕様18台））を用いて移動。
- 放射線防護対策施設及び屋内退避施設へは複数回のﾋﾟｽﾄﾝ輸送を実施。

最大対象人数	自家用車で避難できない住民	保育所の児童	社会福祉施設の入所者
	880人	53人	9人

※1　数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値
※2　学校の児童等及び医療機関・社会福祉施設のうち放射線防護対策施設の入所者は、自施設内に屋内退避を実施

	予防避難ｴﾘｱの各関係機関保有車両台数			備考
	ﾊﾞｽ等（ﾊﾞｽ、乗用車）	福祉車両※3（ｽﾄﾚｯﾁｬｰ仕様）	福祉車両※3（車椅子仕様）	
学校、医療機関、社会福祉施設	19台	3台	3台	合計266人乗車可能 ﾋﾟｽﾄﾝ輸送を想定
伊方町（いかたちょう）	11台	－	6台	合計195人乗車可能 ﾋﾟｽﾄﾝ輸送を想定
四国電力	－	9台	9台	合計81人乗車可能 ﾋﾟｽﾄﾝ輸送を想定
合　計	**30台**	**12台**	**18台**	

※3　ｽﾄﾚｯﾁｬｰ兼車椅子仕様の車両を保有している場合は、ｽﾄﾚｯﾁｬｰ仕様と車椅子仕様にそれぞれ1台ずつ積算

（ｹｰｽ4）予防避難ｴﾘｱにおける物資供給体制

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 物資集積拠点等から予防避難ｴﾘｱまで、県等のﾍﾘｺﾌﾟﾀｰにより物資を供給。供給された物資については、町職員等により各屋内退避施設等に搬送。

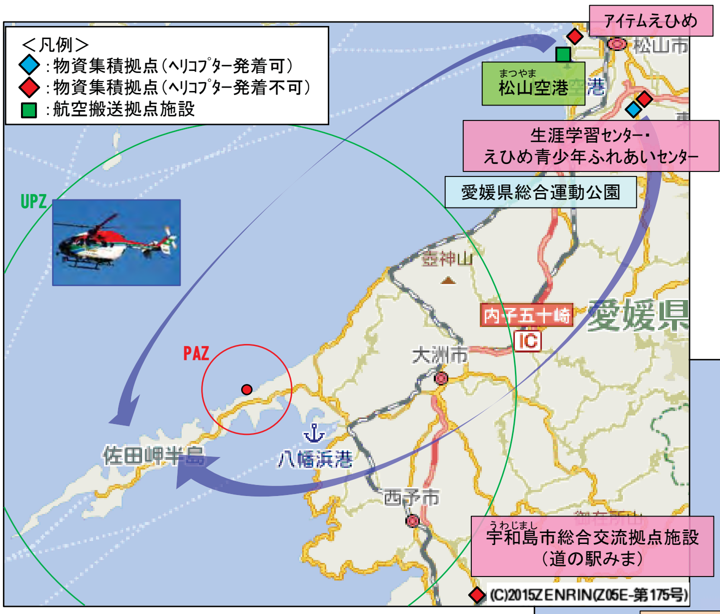

物資供給の流れ

物資集積拠点又は航空搬送拠点施設
→ 県等のﾍﾘｺﾌﾟﾀｰによる物資搬送 →
予防避難ｴﾘｱ内の臨時ﾍﾘﾎﾟｰﾄ
→ 町職員等による物資搬送 →
屋内退避施設

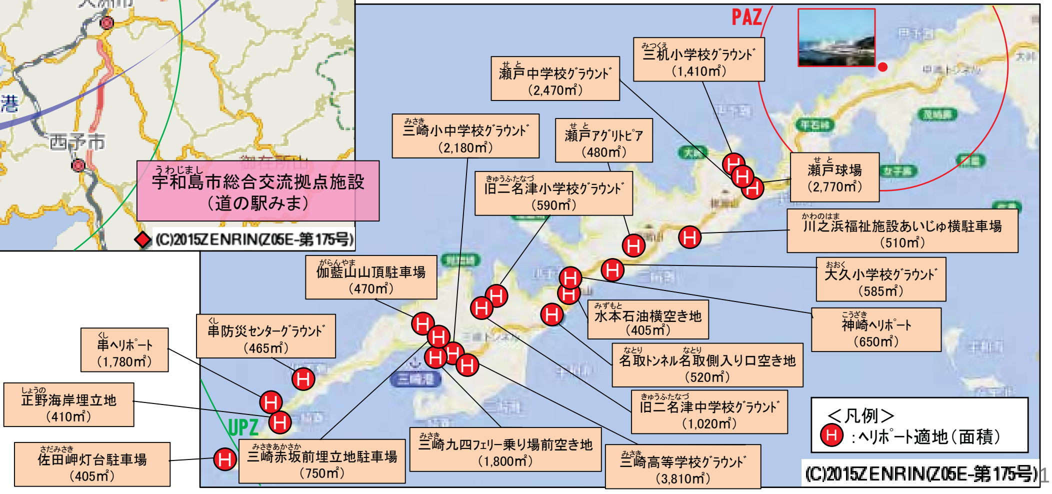

7. UPZ内における対応

＜対応のﾎﾟｲﾝﾄ＞

1. 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、住民（避難行動要支援者を含む）は屋内退避を開始するため、これを円滑に実施できる体制が必要。

2. 放射性物質の放出後は、緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準（OIL）に基づき、空間放射線量率が基準値を超える区域を特定し、当該区域の住民が一時移転等を行うこととなるため、一時移転等できる体制を整備。一時移転等の対象区域以外は、原子力災害対策本部の指示があるまで屋内退避を継続。

UPZ内における防護措置の考え方

- 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階においては、予防的防護措置として、PAZ内における住民の即時避難開始とともに、UPZ内（予防避難ｴﾘｱについては、状況に応じた多様な防護措置）においては住民の屋内退避を開始する。
- 放射性物質の放出に至った場合、放射性ﾌﾟﾙｰﾑが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくのﾘｽｸが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。
- その後、原子力災害対策本部が、緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞの結果に基づき、毎時20μSvを超過した時から概ね1日が経過した時の空間放射線量率が毎時20μSvを超過している区域を特定。当該区域の住民は原子力災害対策本部の指示により1週間程度内に一時移転を実施する。

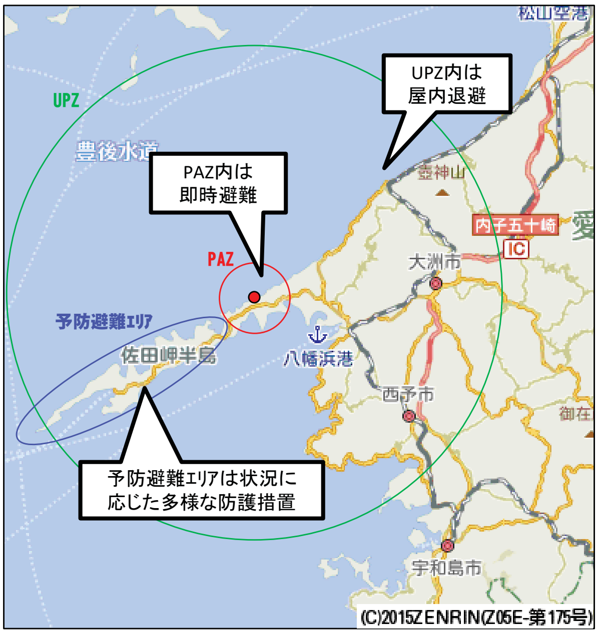

UPZ内の防護措置の基本的な流れ

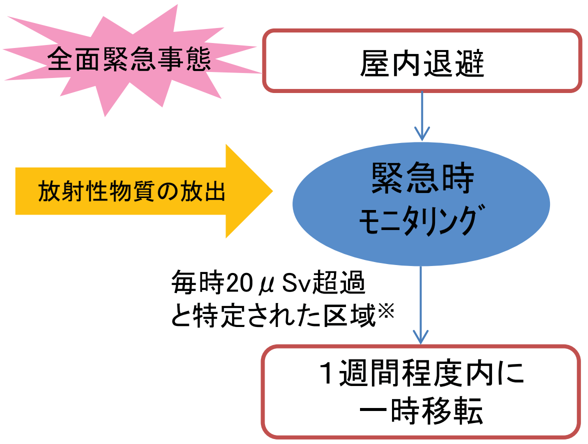

※空間放射線量率が毎時500μSv超過となる区域が特定された場合は当該区域の住民を速やかに避難させる。